四六〇　日本国に帰化を許可する件　三〇　二
四六一　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　三一　四
四六二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　三一　四
四六三
四六四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　三二　五
四六五　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　三二　五

〇外務省

三一二　外国公文書の認証を不要とする条約へのモロッコ王国等の加入に関する件　二　四
三一三　外国公文書の認証を不要とする条約へのコソボ共和国の加入に関する件　二　四
三一四　アロチャ湖南西地域灌漑施設改修計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　四　四
三一五　千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約へのサントメ・プリンシペ民主共和国の加入に関する件　四　四
三一六　無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書の交換に関する件　四　四
三一七　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　四　四
三一八　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　四　四
三一九　政府調達に関する協定及び政府調達に関する協定を改正する議定書へのモルドバ共和国の加入に関する件　五　四
三二〇　税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府とノルウェー王国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件　八　三
三二一　太平洋気候変動センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の書簡の交換に関する件　九　一
三二二
三二三　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件　九　三
三二四　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一〇　六
三二五　人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一〇　六
三二六　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一〇　六
三二七
三三〇　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件　一二　四
三三一　領事関係に関するウィーン条約へのセントクリストファー・ネーヴィス等の加入に関する件　一七　三
三三二　改正された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国政府による資金の提供に関する書簡の交換に関する件　一七　三
三三三　第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国政府による資金の提供に関する交換公文の付表の修正に関する書簡の交換に関する件　二二　二